

検査実施料算定方法変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、「保医発第0428第3号」により、下記の検査項目の算定方法の一部改正について平成23年4月28日より通知されましたので、ご案内致します。

また、先般お知らせいたしました「同4号」によるHPVジェノタイプ判定の判断料を訂正させていただきます。

敬具

***** 記 *****

■ 「検査実施料」の算定方法が一部改正された検査項目 取り消し線部分が削除されました。

検査項目名	実施料	点数区分	備考
HER2 遺伝子標本作製	2500	「N005」 HER2 遺伝子標本作製	(1) HER2遺伝子標本作製は、乳癌の術後の患者又は乳癌の転移が確認された乳癌患者に対して、抗HER2ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法により遺伝子増幅標本作製を行った場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。 (2) 本標本作製と区分番号「N002」免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製の「3」を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。 (3) 治療切除不能な進行又は再発の胃癌患者に対して行う場合は、乳癌患者に行う場合に準じる。 (3) HER2遺伝子標本作製をDISH法により行った場合、FISH法に準じて算定する。

■ 「検査実施料」が新設された検査項目

イワメ-30111-0506にてご案内いたしました下記項目の判断料は、微生物学的検査判断料(150点)となることが確認されましたので、訂正させていただきます。(下線部分が確認内容です。) 適用日：平成23年5月1日

検査項目名	実施料	判断料	点数区分	備考
HPV ジェノタイプ判定	2000	<u>微生物</u> <u>150</u>	「D004-2」 悪性腫瘍組織検査「1」	ア. HPVジェノタイプ判定は、「1」の悪性腫瘍遺伝子検査に準じて算定する。 イ. あらかじめ行われた組織診断の結果、CIN1又はCIN2と判定された患者に対し、治療方針の決定を目的として、ハイリスク型HPVのそれぞれの有無を確認した場合に算定する。 ウ. 当該検査は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「6」のHPV核酸同定検査の施設基準を届け出ている保険医療機関において算定できる。 エ. 当該検査を算定するに当たっては、あらかじめ行われた組織診断の結果及び組織診断の実施日、及び当該検査によって選択した治療法を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。 オ. 同一患者について、当該検査を2回目以降行う場合は、当該検査の前回実施日、及び前回選択した治療(その後通常の検診となった場合はその旨)を上記に併せて記載する。